

付 議 第 4 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案に係る 意見聴取に関する議案

平成 28 年 2 月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 5 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「及び効力」を削り、同条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、同条第2項を削る。

第4条第2項中「すべての」を「全ての」に改める。

第8条第2項中「こえてはならない」を「超えてはならない」に改める。

第11条第2項中「すべてが」を「全てが」に改める。

第13条の2第2項中「こえない」を「超えない」に改める。

第21条の2第3号及び第4号並びに第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

別表第1備考中「すべての」を「全ての」に改める。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第4条関係）

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	主事、技師又は司書の職務
2級	主査の職務
3級	係長又は主幹の職務
4級	班長又は主任の職務
5級	本庁の課長補佐の職務
6級	本庁の課長の職務
7級	本庁の副部長又は参事の職務
8級	困難な業務を分掌する本庁の副部長の職務
9級	本庁の部長の職務

別表第7及び別表第8を次のように改める。

別表第7（第4条関係）

研究職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	技師の職務
2 級	研究員又は相当高度の知識若しくは経験に基づき独立して、若しくは上級の職員の概括的な指導の下に研究を行う研究員の職務
3 級	主任研究員、特に高度の知識若しくは経験に基づき独立して、若しくは上級の職員の概括的な指導の下に研究を行う主任研究員、科長、困難な研究を行う科長又は部長の職務
4 級	試験研究機関の長又は専門研究員の職務
5 級	困難な研究を行う試験研究機関の長の職務

別表第8（第4条関係）

医療職給料表級別職務分類表

1 医療職給料表（1）級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	技師又は主査の職務
2 級	係長又は主幹の職務
3 級	福祉保健所の課長又は班長若しくは主任の職務
4 級	福祉保健所の長の職務

2 医療職給料表（2）級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	定型的な業務を行う技師の職務
2 級	相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う技師又は主査の職務
3 級	係長又は主幹の職務
4 級	困難な業務を分掌する係長又は主幹の職務
5 級	福祉保健所若しくは家畜保健衛生所の課長又は班長若しくは主任の職務
6 級	家畜保健衛生所の長の職務
7 級	大規模の家畜保健衛生所の長の職務

3 医療職給料表（3）級別職務分類表

職務の級	職務

1 級	定型的な業務を行う技師の職務
2 級	相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う技師又は主査の職務
3 級	係長、看護長又は主幹の職務
4 級	相当困難な業務を分掌する係長、看護長又は主幹の職務
5 級	困難な業務を分掌する看護長又は班長若しくは主任の職務
6 級	総看護長の職務

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第2条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改める。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年高知県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年高知県条例第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第6条 高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、第8号に掲げる事項にあつては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項に規定する県費負担教職員に係るものを除く。

第3条第9号を同条第11号とし、同条第8号を同条第10号とし、同条第7号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同条第9号とし、同号の前に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第7条第1号中「必要と」を「必要があると」に改める。

(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第10条第2項中「こえてはならない」を「超えてはならない」に改める。

第14条第2項中「すべてが」を「全てが」に改める。

第22条の2第3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

(公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部改正)

第8条 公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（昭和46年高知県条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第2項中「こえる」を「超える」に、「必要と」を「必要があると」に改める。

(公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第9条 公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第10条 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「及び効力」を削り、同条第1項中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、同条第2項を削る。

第4条第3項中「すべての」を「全ての」に改める。

第11条第2項中「すべてが」を「全てが」に改める。

第13条の2第2項中「こえない」を「超えない」に改める。

第21条の2第3号及び第4号並びに第21条の3第1項第1号及び第3項第1号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

警察官給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	係員の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする係員の職務
3級	主任又は困難な業務を行う係員の職務
4級	係長又は困難な業務を行う主任の職務
5級	課長補佐、警察署の課長又は困難な業務を行う係長の職務
6級	次長又は困難な業務を行う課長補佐若しくは警察署の課長の職務
7級	警察本部の課長又は警察署長の職務
8級	参事官又は規模の大きい警察署の警察署長の職務
9級	部長又は特に規模の大きい警察署の警察署長の職務

(警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第11条 警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案説明

この条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の一部改正等に伴い、関係条例について同法の引用規定の整理等をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

職員の給与に関する条例（抜粋）

職員の給与に関する条例（抜粋）

（目的）

（目的及び効力）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 この条例は、法第25条第3項に規定する職階制に適合する給料表に関する計画が実施されるまでの間、効力を有するものとする。

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

- (1) 行政職給料表（別表第1）
- (2) 削除
- (3) 研究職給料表（別表第3）
- (4) 医療職給料表（別表第4）
 - ア 医療職給料表(1)
 - イ 医療職給料表(2)
 - ウ 医療職給料表(3)

- (1) 行政職給料表（別表第1）
- (2) 削除
- (3) 研究職給料表（別表第3）
- (4) 医療職給料表（別表第4）
 - ア 医療職給料表(1)
 - イ 医療職給料表(2)
 - ウ 医療職給料表(3)

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、附則第3項の規定の適用を受ける未帰還職員以外の全ての職員に適用するものとする。

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、附則第3項の規定の適用を受ける未帰還職員以外のすべての職員に適用するものとする。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準と

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準と

なるべき職務の内容は、次に掲げる級別職務分類表に定めるとおりとする。この場合において、級別職務分類表に定める職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会が定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

- (1) 行政職給料表級別職務分類表（別表第5）
 - (2) 削除
 - (3) 研究職給料表級別職務分類表（別表第7）
 - (4) 医療職給料表級別職務分類表（別表第8）
 - ア 医療職給料表(1)級別職務分類表
 - イ 医療職給料表(2)級別職務分類表
 - ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表
- （給料の調整額）

第8条 人事委員会は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

なるべき職務の内容は、次に掲げる級別職務分類表に定めるとおりとする。この場合において、級別職務分類表に定める職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会が定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

- (1) 行政職給料表級別職務分類表（別表第5）
 - (2) 削除
 - (3) 研究職給料表級別職務分類表（別表第7）
 - (4) 医療職給料表級別職務分類表（別表第8）
 - ア 医療職給料表(1)級別職務分類表
 - イ 医療職給料表(2)級別職務分類表
 - ウ 医療職給料表(3)級別職務分類表
- （給料の調整額）

第8条 人事委員会は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25をこえてはならない。

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 略

第13条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの（以下「特地公署」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。

3 略

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在

3 略

第13条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの（以下「特地公署」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25をこえない範囲内で人事委員会規則で定める。

3 略

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在

職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～6 略

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

表 略

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第5（第4条関係）

職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～6 略

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

表 略

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

別表第5（第4条関係）

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	主事、技師又は司書の職務
2 級	主査の職務
3 級	係長又は主幹の職務
4 級	班長又は主任の職務
5 級	本庁の課長補佐の職務
6 級	本庁の課長の職務
7 級	本庁の副部長又は参事の職務
8 級	困難な業務を分掌する本庁の副部長の職務
9 級	本庁の部長の職務

別表第 7 (第 4 条関係)

研究職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	技師の職務
2 級	研究員又は相当高度の知識若しくは経験に基づき独立して、若しくは上級の職員の概括的な指導の下に研究を行う研究員の職務
3 級	主任研究員、特に高度の知識若しくは経験に基づき独立して、若しくは上級の職員の概括的な指導の下に研究を行う主任研究員、科長、困難な研究を行う科長又は部長の職務

行政職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	主事、技師若しくは司書の職務又はこれらに相当する職務
2 級	主査の職務又はこれに相当する職務
3 級	係長若しくは主幹の職務又はこれらに相当する職務
4 級	班長若しくは主任の職務又はこれらに相当する職務
5 級	本庁の課長補佐の職務又はこれに相当する職務
6 級	本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
7 級	本庁の副部長若しくは参事の職務又はこれらに相当する職務
8 級	困難な業務を分掌する本庁の副部長の職務又はこれに相当する職務
9 級	本庁の部長の職務又はこれに相当する職務

別表第 7 (第 4 条関係)

研究職給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	技師の職務
2 級	研究員又は相当高度の知識若しくは経験に基づき独立して、若しくは上級の職員の概括的な指導の下に研究を行う研究員の職務
3 級	主任研究員、特に高度の知識若しくは経験に基づき独立して、若しくは上級の職員の概括的な指導の下に研究を行う主任研究員、科長、困難な研究を行う科長若しくは部長の職務又はこれらに相当する職務

4 級	試験研究機関の長又は専門研究員の職務
5 級	困難な研究を行う試験研究機関の長の職務

別表第 8 (第 4 条関係)

医療職給料表級別職務分類表

1 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	技師又は主査の職務
2 級	係長又は主幹の職務
3 級	福祉保健所の課長又は班長若しくは主任の職務
4 級	福祉保健所の長の職務

2 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	定型的な業務を行う技師の職務
2 級	相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う技師又は主査の職務
3 級	係長又は主幹の職務
4 級	困難な業務を分掌する係長又は主幹の職務
5 級	福祉保健所若しくは家畜保健衛生所の課長又は班長若しくは主任の職務
6 級	家畜保健衛生所の長の職務
7 級	大規模の家畜保健衛生所の長の職務

3 医療職給料表(3)級別職務分類表

4 級	試験研究機関の長の職務又は専門研究員の職務
5 級	困難な研究を行う試験研究機関の長の職務

別表第 8 (第 4 条関係)

医療職給料表級別職務分類表

1 医療職給料表(1)級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	技師又は主査の職務
2 級	係長又は主幹の職務
3 級	福祉保健所の課長の職務又は班長若しくは主任の職務
4 級	福祉保健所の長の職務又はこれに相当する職務

2 医療職給料表(2)級別職務分類表

職務の級	職務
1 級	定型的な業務を行う技師の職務
2 級	相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う技師の職務若しくは主査の職務又はこれらに相当する職務
3 級	係長又は主幹の職務
4 級	困難な業務を分掌する係長又は主幹の職務
5 級	福祉保健所若しくは家畜保健衛生所の課長の職務若しくは班長若しくは主任の職務又はこれらに相当する職務
6 級	家畜保健衛生所の長の職務又はこれに相当する職務
7 級	大規模の家畜保健衛生所の長の職務

3 医療職給料表(3)級別職務分類表

職務の級	職務
1級	定型的な業務を行う技師の職務
2級	相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う技師又は主査の職務
3級	係長、看護長又は主幹の職務
4級	相当困難な業務を分掌する係長、看護長又は主幹の職務
5級	困難な業務を分掌する看護長又は班長若しくは主任の職務
6級	総看護長の職務

職務の級	職務
1級	定型的な業務を行う技師の職務
2級	相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を行う技師又は主査の職務
3級	係長、看護長又は主幹の職務
4級	相当困難な業務を分掌する係長、看護長又は主幹の職務
5級	困難な業務を分掌する看護長の職務又は班長若しくは主任の職務
6級	総看護長の職務

新 旧 対 照 表
新 旧

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（抜粋）

（職員の派遣）

第2条 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）

(4)・(5) 略

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（抜粋）

（職員の派遣）

第2条 略

2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1)・(2) 略

(3) 地方公務員法第22条第1項に規定する条件附採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）

(4)・(5) 略

新 旧 対 照 表
新 旧

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（目的）

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

新 旧 対

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。第3条において「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

照 表
旧

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号。第3条において「法」という。）第3条第1項及び第2項並びに第7条第1項、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、職員の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

新 旧 対

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

照 表 旧

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号。以下「法」という。）第2条第3号、第3条第1項、第5条第1項及び第6条並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、公設試験研究機関の研究業務に従事する職員について、任期を定めた採用並びに任期を定めて採用された職員の給与の特例及び裁量による勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命権者の報告）

第2条 任命権者は、毎年6月末までに、知事に対し、人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

（任命権者の報告事項）

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項の短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。ただし、第8号に掲げる事項にあっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第37条第1項に規定する県費負担教職員に係るものを除く。

- （1） 職員の任用及び職員数に関する状況
- （2） 職員の人事評価の状況
- （3） 職員の給与の状況
- （4） 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- （5） 職員の休業に関する状況

高知県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定により、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（任命権者の報告）

第2条 任命権者は、毎年6月末までに、知事に対し、人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

（任命権者の報告事項）

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項の短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- （1） 職員の任用及び職員数に関する状況
- （2） 職員の給与の状況
- （3） 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- （4） 職員の休業に関する状況

(6) 職員の分限及び懲戒の状況

(7) 職員のサービスの状況

(8) 職員の退職管理の状況

(9) 職員の研修の状況

(10) 職員の福祉の状況

(11) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項

(公表の時期)

第6条 知事は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

2 知事は、天災その他やむを得ない事由により前項に規定する期限までに公表することができないときは、その事由が消滅した後1月以内にこれを公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

(1) 県の本庁舎その他の知事が必要があると認める場所において閲覧に供する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

(5) 職員の分限及び懲戒の状況

(6) 職員のサービスの状況

(7) 職員の研修及び勤務成績の評価の状況

(8) 職員の福祉の状況

(9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項

(公表の時期)

第6条 知事は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

2 知事は、天災その他やむを得ない事由により前項に規定する期限までに公表することができないときは、その事由が消滅した後1月以内にこれを公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法で行う。

(1) 県の本庁舎その他の知事が必要と認める場所において閲覧に供する方法

(2) インターネットを利用して閲覧に供する方法

新 旧 対
新

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条並びにへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2第1項及び第2項並びに第5条の3の規定に基づき、公立学校の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第5条 教育職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

（1） 小学校・中学校等教育職給料表（別表第1）

（2） 高等学校等教育職給料表（別表第2）

2 学校栄養職員の給料表については職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）別表第4の2医療職給料表(2)を、看護職員の給料表については同条例別表第4の3医療職給料表(3)を、事務職員及びその他の職員の給料表については同条例別表第1行政職給料表をそれぞれ準用する。

3 教育職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次に掲げる級別職務分類表に定めるとおりとする。この場合において、級別職務分類表に定める職務

照 表
旧

公立学校職員の給与に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、別に条例で定めるものを除くほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第3条並びにへき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第5条の2第1項及び第2項並びに第5条の3の規定に基づき、公立学校の職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第5条 教育職員の給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

（1） 小学校・中学校等教育職給料表（別表第1）

（2） 高等学校等教育職給料表（別表第2）

2 学校栄養職員の給料表については職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）別表第4の2医療職給料表(2)を、看護職員の給料表については同条例別表第4の3医療職給料表(3)を、事務職員及びその他の職員の給料表については同条例別表第1行政職給料表をそれぞれ準用する。

3 教育職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、次に掲げる級別職務分類表に定めるとおりとする。この場合において、級別職務分類表に定める職務

とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会
が定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(1) 小学校・中学校等教育職給料表級別職務分類表(別表第2
の2)

(2) 高等学校等教育職給料表級別職務分類表(別表第2の3)

4 学校栄養職員の職務については職員の給与に関する条例第4条
第3項及び別表第8の2医療職給料表(2)級別職務分類表の規定
を、看護職員の職務については同項及び同条例別表第8の3医療
職給料表(3)級別職務分類表の規定を、事務職員及びその他の職
員の職務については同項及び同条例別表第5行政職給料表級別職
務分類表の規定をそれぞれ準用する。

(給料の調整額)

第10条 人事委員会は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責
任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が
同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当
でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適
正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における
給料月額の100分の25を超えてはならない。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次
の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その
職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある
場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、そ
の職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を任命権者に届
け出なければならない。

とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会
が定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

(1) 小学校・中学校等教育職給料表級別職務分類表(別表第2
の2)

(2) 高等学校等教育職給料表級別職務分類表(別表第2の3)

4 学校栄養職員の職務については職員の給与に関する条例第4条
第3項及び別表第8の2医療職給料表(2)級別職務分類表の規定
を、看護職員の職務については同項及び同条例別表第8の3医療
職給料表(3)級別職務分類表の規定を、事務職員及びその他の職
員の職務については同項及び同条例別表第5行政職給料表級別職
務分類表の規定をそれぞれ準用する。

(給料の調整額)

第10条 人事委員会は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責
任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が
同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当
でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適
正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における
給料月額の100分の25をこえてはならない。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次
の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その
職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある
場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、そ
の職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を任命権者に届
け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がいる場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がいる場合（前条第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がいる場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がいる場合（前条第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 略

第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第22条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

3 略

第22条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第22条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～6 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～6 略

新 旧 対 照 表
新 旧

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

（休日勤務等の代替の職務専念義務免除）

第7条 略

2 任命権者は、正規の勤務時間を超える勤務を命ぜられた教育職員であって、その勤務による疲労のため休養を要すると認められるものには、その正規の勤務時間を超える勤務が終了した日又はその翌日に、疲労回復に必要があると認める時間、職務に専念する義務を免除することができる。

公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条の規定に基づき、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件について特例を定めるものとする。

（休日勤務等の代替の職務専念義務免除）

第7条 略

2 任命権者は、正規の勤務時間をこえる勤務を命ぜられた教育職員であって、その勤務による疲労のため休養を要すると認められるものには、その正規の勤務時間をこえる勤務が終了した日又はその翌日に、疲労回復に必要と認める時間、職務に専念する義務を免除することができる。

新 旧 対 照 表
新 旧

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第42条の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

新 旧 対 照 表
新 旧

警察職員の給与に関する条例（抜粋）

警察職員の給与に関する条例（抜粋）

（目的）

（目的及び効力）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項の規定に基づき、警察職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項の規定に基づき、警察職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

2 この条例は、法第25条第3項に規定する職階制に適合する給料表に関する計画が実施されるまでの間、効力を有するものとする。

（給料表等）

（給料表等）

- 第4条 警察官の給料表は、別表第1に定めるところによる。
- 2 警察官以外の職員の給料表については、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）別表第1行政職給料表を準用する。ただし、主として法医学又は理化学を利用する調査研究等に従事する者の給料表は同条例別表第3研究職給料表を、栄養管理又は栄養指導に従事する者の給料表は同条例別表第4の2医療職給料表(2)をそれぞれ準用する。
- 3 第1項の給料表及び前項において準用する給料表（以下「給料表」という。）は、附則第3項の規定の適用を受ける未帰還職員以外の全ての職員に適用するものとする。
- 4 警察官の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準

- 第4条 警察官の給料表は、別表第1に定めるところによる。
- 2 警察官以外の職員の給料表については、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）別表第1行政職給料表を準用する。ただし、主として法医学又は理化学を利用する調査研究等に従事する者の給料表は同条例別表第3研究職給料表を、栄養管理又は栄養指導に従事する者の給料表は同条例別表第4の2医療職給料表(2)をそれぞれ準用する。
- 3 第1項の給料表及び前項において準用する給料表（以下「給料表」という。）は、附則第3項の規定の適用を受ける未帰還職員以外のすべての職員に適用するものとする。
- 4 警察官の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準

となるべき職務の内容は、別表第2の級別職務分類表に定めるとおりとする。この場合において、当該級別職務分類表に定める職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会が定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

5 警察官以外の職員の職務については、職員の給与に関する条例第4条第3項及び別表第5行政職給料表級別職務分類表の規定を準用する。ただし、主として法医学又は理化学を利用する調査研究等に従事する者の職務については同項及び同条例別表第7研究職給料表級別職務分類表の規定を、栄養管理又は栄養指導に従事する者の職務については同項及び同条例別表第8の2医療職給料表(2)級別職務分類表の規定をそれぞれ準用する。

6 略

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

となるべき職務の内容は、別表第2の級別職務分類表に定めるとおりとする。この場合において、当該級別職務分類表に定める職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会が定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

5 警察官以外の職員の職務については、職員の給与に関する条例第4条第3項及び別表第5行政職給料表級別職務分類表の規定を準用する。ただし、主として法医学又は理化学を利用する調査研究等に従事する者の職務については同項及び同条例別表第7研究職給料表級別職務分類表の規定を、栄養管理又は栄養指導に従事する者の職務については同項及び同条例別表第8の2医療職給料表(2)級別職務分類表の規定をそれぞれ準用する。

6 略

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 略

第13条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの（以下「特地公署」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25を超えない範囲内で人事委員会規則で定める。

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 略

第13条の2 離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署として人事委員会規則で定めるもの（以下「特地公署」という。）に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。

2 特地勤務手当の月額、給料及び扶養手当の月額の合計額の100分の25をこえない範囲内で人事委員会規則で定める。

3 略

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

3 略

第21条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)・(2) 略

(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第21条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～6 略

別表第2 (第4条関係)

警察官給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	係員の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする係員の職務
3級	主任又は困難な業務を行う係員の職務
4級	係長又は困難な業務を行う主任の職務
5級	課長補佐、警察署の課長又は困難な業務を行う係長の職務

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2)・(3) 略

4～6 略

別表第2 (第4条関係)

警察官給料表級別職務分類表

職務の級	職務
1級	係員の職務
2級	相当高度の知識又は経験を必要とする係員の職務
3級	主任又は困難な業務を行う係員の職務
4級	警察本部の係長若しくは警察署の課長若しくは係長の職務若しくはこれらに相当する職務又は困難な業務を行う主任の職務
5級	警察本部の課長補佐若しくは警察署の次長若しくは困難な業務を分掌する課長若しくは係長の職務又はこれらに相当する職務

6級	次長又は困難な業務を行う課長補佐若しくは警察署の課長の職務
7級	警察本部の課長又は警察署長の職務
8級	参事官又は規模の大きい警察署の警察署長の職務
9級	部長又は特に規模の大きい警察署の警察署長の職務

6級	警察本部の困難な業務を分掌する課長補佐若しくは警察署の相当困難な業務を分掌する次長の職務又はこれらに相当する職務
7級	警察本部の課長の職務若しくはこれに相当する職務、警察署長若しくは副署長の職務又は警察署の困難な業務を分掌する次長の職務若しくはこれに相当する職務若しくは相当する専門的知識及び経験を必要とする職務
8級	警察本部の参事官若しくは困難な業務を行う規模の大きい警察署長の職務又はこれらに相当する職務
9級	警察本部の部長若しくは困難な業務を行う特に規模の大きい警察署長の職務又はこれらに相当する職務

新 旧 対

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項の規定に基づき、警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。

照 表
旧

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び警察法（昭和29年法律第162号）第56条第2項の規定に基づき、警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。